

定款の謄本について

- ・ 定款の目的欄に、インターネット異性紹介事業を営むことができる旨の記載があることが必要です。
ただし、会社法の定めにより、インターネット異性紹介事業を営むことができる旨が包括的に読み取れる記載であれば足りません。
- ・ 単なる複写ではなく、下記の要領で謄本化してください。
 - (1) 各ページに割印を押してください。
 - (2) 定款末尾に、下記の例に従って、公証人の認証又は代表者の奥書を記載し押印してください。

〔奥書の例〕

例 1 公証人による認証

この謄本は、平成 年 月 日本職役場において原本につき作成した。
東京都 区 町
東京法務局所属
公証人 印

例 2 会社での謄本

本定款は、会社保存の原本と相違ありません。
平成 年 月 日
株式会社
代表取締役

代 表
者 印

識別符号付与業務受託者（法人事業者）の場合

- ・ 受託業者の定款の謄本を提出してください。